

京都府公報

号 外 第 14 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	公 営 企 業
○京都府組織規程等の一部を改正する規則 (人事課) ページ 1	○京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程 6
訓 令	教 育 委 員 会
○部課長専行規程の一部を改正する訓令 () 4	○京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則 8
○副部長及び技監の掌理する事務を定める訓令 () 〃	○部長及び課長専決規程等の一部を改正する訓令 〃
○京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令 (高齢者支援課) 5	人 事 委 員 会
告 示	○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 10
○京都府人権尊重の共生社会づくり条例に基づく推進計画の指定 (人権啓発推進室) 〃	○職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則 12
○電子計算組織による府営住宅家賃等及び遅延利息収入事務処理要綱等の一部を改正する告示 (住宅政策課) 〃	○京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 〃

規 則

京都府組織規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第57号

京都府組織規程等の一部を改正する規則

(京都府組織規程の一部改正)

第1条 京都府組織規程(昭和30年京都府規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「参事及び」を「参事、総務事務室長及び」に改める。

第8条第1項中「課長又は」を「課長、総務事務室長又は」に改める。

第11条の2に次の1項を加える。

3 総務事務センターは、総務事務に係る支出負担行為の確認に関する事務のうち、旅費の支給に伴うもの(公安委員会の予算執行関係事務に係るものに限る。)は、第15条第2項に規定する警察総務事務室に処理させる。

第12条の表センター長の項の次に次のように加える。

総務事務室長	総務事務センター	上司の命を受けて総務事務センターの一部の事務を掌理する。
--------	----------	------------------------------

第13条第1項の表副会計管理者の項の次に次のように加える。

業務推進役	文化生活部	上司の命を受けて文化振興に係る施策の推進及び調整に関する事務を掌理する。
-------	-------	--------------------------------------

第13条第1項の表企画参事の項中「調整」の右に「に関する事務」を加え、同表課長補佐の項中「参事」の右に「、総務事務室長」を加え、同条第9項中「調整」の右に「に関する事務」を加える。

第15条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 総務事務センターに、警察総務事務室を置く。

第18条の5中「事務を」を「事務（総務事務に係る支出負担行為の確認に関する事務を含む。）を」に改め、同条に次のように加える。

2 前項の規定にかかわらず、警察総務事務室においては、総務事務に係る支出負担行為の確認に関する事務のうち、旅費の支給に伴うもの（公安委員会の予算執行関係事務に係るものに限る。）をつかさどる。

第19条の3中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) 災害救助に関すること。

第20条の3第4号中「官報報告」を「官報掲載事項」に改める。

第45条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 特定盛土等規制区域における工事等の規制等に関すること。

第50条中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定盛土等規制区域における工事等の規制等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

第51条中「住宅課」を「住宅政策課
住宅整備課」に改める。

第56条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 交通政策の企画、調整及び推進に関すること。

第60条第5号を次のように改める。

(5) 宅地造成等工事規制区域における工事等の規制等に関すること。

第61条（見出しを含む。）中「住宅課」を「住宅政策課」に改め、同条第1号中「住宅対策」の右に「の企画、調整及び推進」を加え、同条第2号中「計画、建設及び管理」を「管理（他課の主管に属するものを除く。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（住宅整備課の事務）

第61条の2 住宅整備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 府営住宅及びその附帯設備の計画、設計及び工事施行に関すること。

(2) 府営住宅の管理（施設の維持修繕に限る。）に関すること。

(3) 府営住宅の長寿命化の推進に関すること。

第65条第1号の表京都府私立学校審議会の項中「第9条」を「第8条」に改める。

第68条の表技術指導員の項の次に次のように加える。

相談・育成指導員	家庭支援総合センター又は児童相談所	上司の命を受けて児童等の相談及び支援に関する担任の事務を処理する。
----------	-------------------	-----------------------------------

第72条の3農商工連携・推進課の項中第42号を第43号とし、第12号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次のように加える。

(12) 特定盛土等規制区域における工事等の規制等に関すること。

第72条の3森づくり振興課の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 特定盛土等規制区域における工事等の規制等（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。

第72条の5第1項の表の1の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第33号及び第34号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第34号及び第35号」に改め、同表の16の項中「に掲げる」を「（第10号を除く。）に掲げる」に改め、同表の17の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第9号から第13号まで」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第9号から第11号まで、第13号及び第14号」に改め、同表の18の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第14号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第15号」に改め、同表の19の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第15号及び第16号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第16号及び第17号」に改め、同表の20の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第17号から第19号まで」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第18号から第20号まで」に改め、同表の21の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第20号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第21号」に改め、同表の22の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第21号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項

第22号」に改め、同表の23の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第22号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第23号」に改め、同表の24の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第23号から第25号まで、第31号、第32号、第35号及び第36号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第24号から第26号まで、第32号から第34号まで及び第37号」に改め、同表の25の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第26号から第28号まで」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第27号から第29号まで」に改め、同表の26の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第29号及び第30号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第30号及び第31号」に改め、同表の27の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第37号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第38号」に改め、同表の28の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第38号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第39号」に改め、同表の29の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第39号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第40号」に改め、同表の30の項中「第72条の3農商工連携・推進課の項第40号」を「第72条の3農商工連携・推進課の項第41号」に改める。

第78条第3項中「第1項に規定する衛生課の項第8号」を「第1項衛生課の項第8号」に、「うち、」を「うち」に、「衛生課の項第20号」を「同項第21号」に、「環境課の項第7号」を「第1項環境課の項第7号」に改める。

第88条第1項施設保全・用地課の項第3号を次のように改める。

(3) 都市計画区域等における開発行為及び建築等の規制に関すること。

第88条第2項建築住宅課の項第3号を次のように改める。

(3) 宅地造成等工事規制区域における工事等の規制等に関すること。

第88条第2項建築住宅課の項に次の1号を加える。

(4) 都市計画区域等における開発行為及び建築等の規制に関すること。

第98条第3項中「企画室」を「企画連携室」に改める。

(京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則の一部改正)

第2条 京都府広域振興局の長等に権限を委任する規則（昭和31年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第49号イ中「第58条第3項」を「第58条第5項」に改め、同項第51号ウ中「及び生活困窮者家計改善支援事業」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同号エ中「生活困窮者一時生活支援事業及び」を削り、同条第14項第34号ア中「宅建業者名簿」を「宅地建物取引業者名簿」に改め、同号イ中「第9条」を「第9条第1項」に改め、同号ウ中「宅建業者名簿、申請書等」を「宅地建物取引業者名簿及び特定書類」に改め、同項第40号中「いう。）」の右に「及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）」を加え、同号ただし書中「及びセ」を「、セ及びテ」に改め、同号に次のように加える。

テ 都市計画法施行規則第60条の規定による書面の交付の事務（法第29条第1項若しくは第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条又は第43条第1項の規定に適合していることの書面の交付に係るものに限る。）

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定により任免についてあらかじめ知事の同意を要する職員を定める規則の一部改正)

第3条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定により任免についてあらかじめ知事の同意を要する職員を定める規則（昭和36年京都府規則第7号）の一部を次のように改正する。

表建設交通部の項中

部長

を

部長

企画調整理事

に、「及び浄化センター所長」を「、流

域下水道事務所施設管理課長及び宮津湾浄化センター所長」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づいて定める職に関する規則の一部改正)

第4条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づいて定める職に関する規則（昭和40年京都府規則第51号）の一部を次のように改正する。

表建設交通部の項中

部長

を

部長

企画調整理事

に、「浄化センター所長及び浄化セン

ター副所長」を「宮津湾浄化センター所長及び宮津湾浄化センター副所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

京都府訓令第10号

本 庁
地方機関

部課長専行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日
京都府知事 西 脇 隆 俊

部課長専行規程の一部を改正する訓令

部課長専行規程（昭和27年京都府訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「課長」の右に「、総務事務室長」を加え、同条ただし書中「ただし、」の右に「総務事務室長及び」を加える。

第21条第10項を次のように改める。

10 住宅政策課

- 府営住宅及び府営住宅敷地の登録（住宅整備課長の専行に係るものを除く。）の嘱託
- 府営住宅の管理（住宅整備課長の専行に係るものを除く。）

第21条中第12項を第13項とし、同条第11項第3号中「住宅課長」を「住宅整備課長」に改め、同条中同項を第12項とし、第10項の次に次の1項を加える。

11 住宅整備課

- 住宅建設工事（営繕課に委託する工事を除く。以下この項において同じ。）の設計及び監督
- 住宅建設工事の着工届の処理及びしゅん工期限の延期の承認並びに施行の中止及び解除
- 1件の金額が5,000万円未満の府工事（住宅建設工事に限る。）の検査命令
- 府営住宅及び府営住宅敷地の登録（施設の整備に係るものに限る。）の嘱託
- 府営住宅の管理（施設の維持修繕に限る。）

第23条中「又は」を「、総務事務室長又は」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

京都府訓令第11号

本 庁
地方機関

京都府組織規程（昭和30年京都府規則第32号）第125条の規定により、副部長及び技監の掌理する事務を次のように定める。

なお、副部長及び技監の掌理する事務を定めた訓令（令和6年京都府訓令第6号）は、廃止する。

1 副部長の掌理事務

部	氏 名	掌 理 事 務
危機管理部	坂根久尚	危機管理に関する事項
総務部	福原敏幸	条例の立案、府税、自治振興、入札、資産及び各部局間の調整に関する事項
総合政策環境部	白波瀬衛	府政の企画立案及び地域振興の推進に関する事項
	松浦快仁	府政の総合的な調整に関する事項
	西村敏弘	デジタル政策の推進に関する事項
文化生活部	裕 伸二	部の総合的な調整、スポーツ振興及び文教に関する事項
	梅原和久	文化振興に関する事項
	小林京子	府民生活及び男女共同参画に関する事項
健康福祉部	南部慎一	部の総合的な調整に関する事項
	安原孝啓	地域包括ケアに関する事項
	東江赳欣	こども・子育て及び社会福祉に関する事項
	十倉孝之	健康に関する事項
商工労働観光部	玉木利忠	部の総合的な調整に関する事項
	山本太郎	産業創造に関する事項
	河島幸一	労働に関する事項
	野口礼子	観光に関する事項
農林水産部	荻 安彦	農林水産業の振興に関する事項
建設交通部	山本哲也	部の総合的な調整、基盤整備及び交通に関する事項
	曾和良広	水資源及び上下水道に関する事項

2 技監の掌理事務

部	氏 名	掌 理 事 務
総合政策環境部	笠原淳史	環境及びエネルギー技術に関する事項
農林水産部	塚脇 健	農山漁村地域の振興に関する事項
建設交通部	渡邊裕幸	土木技術に関する事項
	壺井康之	都市基盤、住宅及び建築技術に関する事項

3 前2項に掲げる事務のほか、特に命じられた事務を併せて掌理するものとする。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府訓令第12号

本 庁

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府高齢化対策推進本部規程の一部を改正する訓令

京都府高齢化対策推進本部規程（昭和63年京都府訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

京都府告示第192号

次の計画は、京都府人権尊重の共生社会づくり条例（令和7年京都府条例第 号）第2条に規定する基本理念に即し、かつ、その策定について同条例第6条第2項及び第3項に規定する措置に準じる措置が講じられたものである。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）

京都府告示第193号

電子計算組織による府営住宅家賃等及び遅延利息収入事務処理要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

電子計算組織による府営住宅家賃等及び遅延利息収入事務処理要綱等の一部を改正する告示

（電子計算組織による府営住宅家賃等及び遅延利息収入事務処理要綱の一部改正）

第1条 電子計算組織による府営住宅家賃等及び遅延利息収入事務処理要綱（昭和54年京都府告示第665号）の一部を次のように改正する。

第4条中「建設交通部住宅課長（以下「住宅課長」を「建設交通部住宅政策課長（以下「住宅政策課長」に改め、第9条及び第10条第5項中「住宅課長」を「住宅政策課長」に改める。

（京都府府営住宅及び特別賃貸府営住宅入居者の収入認定に関する事務取扱要綱及び京都府特定公共賃貸府営住宅入居者の家賃減額に関する事務取扱要綱の一部改正）

第2条 次に掲げる告示の規定中「建設交通部住宅課長」を「建設交通部住宅政策課長」に改める。

(1) 京都府府営住宅及び特別賃貸府営住宅入居者の収入認定に関する事務取扱要綱（昭和56年京都府告示第545号）第7条第2項

(2) 京都府特定公共賃貸府営住宅入居者の家賃減額に関する事務取扱要綱（平成12年京都府告示第424号）第6条第2項

（サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程及び住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程の一部改正）

第3条 次に掲げる告示の規定中「京都府建設交通部住宅課」を「京都府建設交通部住宅政策課」に改める。

(1) サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成23年京都府告示第526号）第2条

(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規程（平成29年京都府告示第575号）第2条

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

公 営 企 業

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年4月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第1号

京都府公営企業の組織等に関する規程等の一部を改正する規程

(京都府公営企業の組織等に関する規程の一部改正)

第1条 京都府公営企業の組織等に関する規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「浄化センター」を「宮津湾浄化センター」に、「名称及び位置は、次の表のとおり」を「位置は、宮津市」に改め、同項の表を削る。

第6条第1号中「この条」を「この条、第9条及び第13条」に改める。

第9条第1項総務課の項第5号中「浄化センター」を「宮津湾浄化センター」に改め、同条第1項施設整備課の項第2号中「桂川右岸流域下水道、木津川流域下水道及び木津川上流流域下水道の施設整備」を「施設の整備（宮津湾浄化センターの所管に属するものを除く。）」に改め、同条第1項施設管理課の項を次のように改める。

施設管理課

- (1) 施設の技術支援に関すること。
- (2) 施設の運転及び維持管理（宮津湾浄化センターの所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 水質管理及び汚泥等の処分処理（宮津湾浄化センターの所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 予算の調製及び執行（宮津湾浄化センターの所管に属するものを除く。）に関すること。
- (5) 事業計画（宮津湾浄化センターの所管に属するものを除く。）に関すること。

第9条第2項中「浄化センター」を「宮津湾浄化センター」に、「次」を「宮津湾浄化センターにおける次」に改め、同項第1号中「浄化センターの施設」を「施設の」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 施設の整備に関すること。

第9条第3項を削る。

第11条の表中	「 理事	部	上司の命を受けて重要な 特定の事務を掌理する。」
---------	---------	---	-----------------------------

を

企画調整理事	部	命を受けて部の専門的な 企画調整及び特命事務に 関する事務を掌理し、そ の事務につき部下の職員 を指揮監督する。
理事	部	上司の命を受けて重要な 特定の事務を掌理する。

に改め、同表事務指導員の項中「事務に関する」を削る。

第13条の表総括浄化センター長の項中「浄化センターの施設管理」を「施設の管理」に改め、同表副所長の項及び所長補佐の項中「又は浄化センター」を「又は宮津湾浄化センター」に改め、同表事務指導員の項中「事務に関する」を削る。

第15条中「、所長」を「、所長、総括浄化センター長」に、「浄化センター所長」を「宮津湾浄化センター所長」に改める。

(京都府公営企業処務規程の一部改正)

第2条 京都府公営企業処務規程(昭和39年京都府公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第13条(見出しを含む。)中「浄化センター所長」を「宮津湾浄化センター所長」に、同条中「浄化センター」を「宮津湾浄化センター」に改める。

第14条中「、所長」を「、所長、総括浄化センター長」に、「浄化センター所長」を「宮津湾浄化センター所長」に改める。

(京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部改正)

第3条 京都府公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和39年京都府公営企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表建設交通部の項中

部長（行政職給料表の適用を受ける部長でその職務の級が8級であるものに限る。）	12,000	11,000	118,600	99,800
	6,000	5,500		

を

部長（行政職給料表の適用を受ける部長でその職務の級が8級であるものに限る。）	12,000	11,000	119,900	99,800
	6,000	5,500		
企画調整理事	12,000	11,000	121,200	103,900
	6,000	5,500		

に、

「公営企業経営課長」を「監理課長
公営企業経営課長」に、

技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	7,000	6,000	62,700	48,200
	3,500	3,000		

を

技術次長（行政職給料表の適用を受ける技術次長でその職務の級が6級であるものに限る。）	9,000	8,000	75,300	57,800
	4,500	4,000		

に、

浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものを除く。）	を	施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものを除く。）	に改める。
浄化センター所長（洛南浄化センターに限る。）（行政職給料表の適用を受ける浄化センター所長でその職務の級が6級であるものに限る。）		施設管理課長（行政職給料表の適用を受ける施設管理課長でその職務の級が6級であるものに限る。）	

(京都府公営企業公印規程の一部改正)

第4条 京都府公営企業公印規程（昭和39年京都府公営企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表中京都府流域下水道事務所洛南浄化センター所長印及び京都府流域下水道事務所木津川上流浄化センター所長印の項を削り、京都府流域下水道事務所所長印の項の次に次のように加える。

京都府流域下水道事務所総括浄化センター長印	方27ミリメートル	同上
-----------------------	-----------	----

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第6号

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の8第5号を次のように改める。

(5) 教育DX推進課

第19条の13の見出しを「(教育DX推進課の事務)」に改め、同条中「ICT教育推進課」を「教育DX推進課」に改め、同条第1号中「ICTを活用した教育の推進」を「デジタル技術を活用した教育の変革」に改め、同条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 教育の情報化の推進の総括に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府教育委員会教育長訓令第3号

本 庁
地 方 機 関
京都府総合教育センター

部長及び課長専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

部長及び課長専決規程等の一部を改正する訓令

(部長及び課長専決規程の一部改正)

第1条 部長及び課長専決規程（昭和40年京都府教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 室又は課において参事を置く場合にあっては、その分掌する事務に係る前項及び次条から第12条までに掲げる事項は、上司の命を受けて当該事務を担当する参事が専決できるものとする。

(京都府教育庁文書規程の一部改正)

第2条 京都府教育庁文書規程（昭和42年京都府教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ICT教育推進課の項中「ICT教育推進課」を「教育DX推進課」に、「教I」を「教D」に改める。

別表第2 高校教育の項に次のように加える。

5 教育共創室	0 一般	0 例規	(永)
		1 一般(輕易)	1
		2 一般	5
		3 会議	1
		4 表彰	10
		5 広聴・広報	1
		6 証明	1
		7 後援・共催	5
	1 財務	0 契約等(輕易)	5
		1 契約等	10
	2 指導	0 例規	(永)
		1 一般(輕易)	1
		2 一般	5
		3 府市連携	5
		4 留学支援	5
		5 産学官	5
	3 情報公開	0 例規	(永)
		1 情報公開	1
		2 公開請求	5
		3 審査請求	永

4 個人情報保護	0 例規	(永)
	1 個人情報保護	1
	2 開示等請求・是正申出	5
	3 審査請求	永
	4 企画	永
	5 事務登録	永
	6 事業者指導	10

別表第2 ICT教育推進の項中「ICT教育推進」を「教育DX推進」に改める。

別表第2 保健体育の項中「健康安全教育指導」を「保健給食」に、

3 学校安全	0 例	規 (永)
	1 一 般 (軽 易)	1
	2 一 般	5
	3 会 議	1
	4 調 査	5
	5 指 導	5
	6 事 業	10
	7 研 修	5
	8 表 彰	永
	9 関 係 団 体	5
4 学校給食	0 例	規 (永)

を「3 学校給食 0 例 規 (永)」に、

「健康安全教育振興」を「学校安全防災」に、

2 公益法人	0 例規	(永)
	1 公益法人(輕易)	1
	2 公益法人	5
	3 許認可等	(永)
	4 指導監督	10
	5 登記事項等届出	5
3 学校保健	6 定期的報告・届出	10
	0 例規	(永)
	1 一般(輕易)	1
	2 一般	5
	3 会議	1
	4 調査	5
	5 指導	5
	6 事業	10
	7 研修	5
	8 表彰	永
	9 関 係 団 体	5
	10 国 庫 金	10
	11 児童生徒健康管理(一般)	5
	12 児童生徒健康管理	10
	13 学 校 環 境 衛 生	5
	14 学校医学校歯科医学校薬剤師	5
	15 学 校 医 等 公 務 災 害	(永)
4 学校安全	0 例	規 (永)

を

「2 学校安全 0 例 規 (永)」に、

5 学校給食	9 関 係 団 体	5
	0 例	規 (永)
	1 一 般 (軽 易)	1
	2 一 般	5
	3 会 議	1
	4 調 査	5
	5 指 導	5
	6 事 業	10
	7 研 修	5
	8 表 彰	永
	9 関 係 団 体	5
	10 国 庫 金	10
	11 食 育	5
	12 検 査	5
	13 衛 生 管 理	5
	14 栄 養 教 諭 制 度	10
	15 施 設 台 帳	(永)

を

3 学校防災	9 関係団体	5
	10 国庫金	10
	0 例規	(永)
	1 一般(輕易)	1
	2 一般	5
	3 会議	1
	4 調査	5
	5 指導	5
	6 事業	10
	7 研修	5
	8 表彰	永
	9 関係団体	5
	10 国庫金	10

に改める。

(京都府教育庁人権教育推進会議規程の一部改正)

第3条 京都府教育庁人権教育推進会議規程（平成14年京都府教育委員会教育長訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「ICT教育推進課長」を「教育DX推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—843

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則6—54）の一部を次のように改正する。

別表第1知事の本庁の項中「リハビリテーション支援センター長」を「リハビリテーション支援センター長業務推進役」に改め、

同表知事の府税事務所の項中「2種」を「4種」に改め、同表知事の広域振興局の項中「農商工連携・推進課長」を「企画参事農商工連携・推進課長」に改め、同表知事の高等技術専門校の項中

校長	2種
----	----

を

校長（京都高等技術専門校に限る。）	2種
校長（管理職手当の区分が2種である校長を除く。）	4種

に改め、同表知事の農林水産技術センターの項中「総務室長」を

「総務室長企画連携室長」に改め、同表知事の土木事務所の項中

次長 技術次長（管理職手当の区分が4種である技術次長を除く。） 施設保全・用地課長 施設保全課長（山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 道路計画課長（山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 河川砂防課長（京都土木事務所、山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 参事 出張所長	6 種	次長（京都土木事務所を除く。） 次長（京都土木事務所に限る。） 技術次長（管理職手当の区分が4種である技術次長を除く。） 施設保全・用地課長 施設保全課長（山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 道路計画課長（山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 河川砂防課長（京都土木事務所、山城北土木事務所、南丹土木事務所、中丹東土木事務所及び丹後土木事務所に限る。） 参事 出張所長	5 種 6 種
---	-----	--	------------

別表第2行政職給料表の7級の項中

4 種	81,200円	65,600円
-----	---------	---------

4 種	81,200円	65,600円
5 種	72,200円	58,300円

に、同表行政職給料表の6級の項中

4 種	75,300円	57,800円
-----	---------	---------

4 種	75,300円	57,800円
5 種	66,900円	51,400円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事委員会規則6―2の一部改正）

2 職員の給与、勤務時間等に関する規則（京都府人事委員会規則6―2）の一部を次のように改正する。

第59条第4項中「4種まで、6種」を「6種まで」に改める。

（人事委員会規則19―1の一部改正）

3 職員の退職管理に関する規則（京都府人事委員会規則19―1）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「（公安委員会の職が区分されるものを除く。）」を「、5種」に、「8種（）」を「8種の職（4種の職においては公安委員会に置かれる職を、5種及び8種の職においては）」に、「置かれる職が区分されるもの」を「置かれる職」に改める。

第22条第2号中「4種」の右に「、5種」を、「職（）」の右に「5種及び」を加える。



職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則115—36

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（京都府人事委員会規則15—2）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般社団法人又は一般財団法人の項中

一般社団法人京都山城地域振興社
一般社団法人地方税電子化協議会

を

一般社団法人京都山城地域振興社

に改め、同表特別の法律により設立された法

人の項中 「社会福祉法人京都府社会福祉事業団」 を

社会福祉法人京都府社会福祉事業団
地方税共同機構

に改める。

別表第2 株式会社の項中

株式会社けいはんな

を

株式会社けいはんな
株式会社日本宝くじシステム

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

京都府人事委員会

委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則114—97

京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都地方税機構の管理職員等の範囲を定める規則（京都府人事委員会規則14—5）の一部を次のように改正する。

別表広域連合長の自動車関係税申告受付センターの項中「センター長」の右に「次長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。